

森ノ宮医療大学 教務規程

平成23年1月20日制定
平成24年4月1日改定
平成25年4月1日改定
平成26年4月1日改定
平成26年4月17日改定
平成27年4月1日改定
平成27年5月21日改定
平成28年4月1日改定
平成29年4月1日改定
平成30年1月16日改定
平成31年4月1日改定
令和2年1月14日改定

(目的)

第1条 この規程は森ノ宮医療大学学則（以下「学則」という。）に基づき、森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）における授業科目（以下「科目」という。）の履修、試験等に関する必要な事項を定める。

(科目及び単位数等)

第2条 科目及び単位数は、学則の定めるところによる。

- 2 各学科、各コースの卒業及び資格取得に必要な単位数は別表1の通りとする。なお、各科目の単位数は学則に準ずる。
- 3 配当年次及び必修選択の別については履修案内に定めるところによるものとする。
- 4 他大学等（短期大学及び高等専門学校を含む）において修得した単位数については、教授会の議を経て学長が承認した場合に本学において修得及び履修したものとして承認することがある。
- 5 授業料未納期間にかかわる単位は認定しない。
- 6 授業形態ごとの1単位あたりの時間数については履修案内に定めるところによるものとする。

(他大学等における既修得単位等の認定について)

第3条 他大学等における既修得単位等の上限は学則の定めるところによる。

- 2 既修得単位等の認定は学長が行う。
- 3 入学前に修得している既修得単位認定の願い出は入学時に一括して行う。
- 4 大学コンソーシアム大阪で開講されているセンター科目に限り、学長の承認を経て一般教養科目群選択科目の卒業要件として上限2単位まで算入することができる。
- 5 放送大学にて開講されている教養学部の基盤科目と導入科目について、学長の承認を経て一般教養

科目群選択科目の卒業要件として上限2単位まで算入することができる。

(授業の実施)

第4条 科目は、第2条3項に基づき第1学年次から第4学年次に配分して授業する。

- 2 各学年での科目の実施の時期、曜日、時限及び担当者等は、学年のはじめに告示する。
- 3 1科目毎に主担当教員を置くこととする。

(授業時限)

第5条 講義及び演習においては、90分間の連続をもって1時限とする。なお、学年を通じての時限配当を次のとおり定める。

第1時限 9時00分より10時30分

第2時限 10時40分より12時10分

第3時限 13時00分より14時30分

第4時限 14時40分より16時10分

第5時限 16時20分より17時50分

第6時限 18時00分より19時30分

- 2 実習及び実技における授業時間は、前項に準ずる。
- 3 主担当教員は、実験、実習及び実技の開始または終了時刻を他の授業科目に影響の及ばない範囲で、変更することがある。

(履修方法)

第6条 科目の履修にあたっては、履修案内に定めるところによるものとする。

(履修の要件)

第7条 学生は、所属学科の当該年次に配当された科目を履修する。ただし、再履修についてはこの限りではない。必修科目及び選択科目については、所属学科の当該年次より以前の学年に配当されたものに限る。

- 2 科目の履修にあたっては、履修案内に定める先修条件を満たさなければならない。
- 3 半期および通年で履修登録できる上限単位数は、別表2の通りとする。ただし、資格・免許の取得理由等によりこれを超える場合は、大学の指導を受けた上で許可することがある。また、卒業要件外科目、臨床または臨地での実習科目および集中講義で開催される実習科目については履修上限単位数の対象外とする。
- 4 同一科目名称であっても、他学科及び他コースの開講科目は履修できない。

(学級の編成)

第8条 科目によっては、各学年次を、2学級以上に編成して授業を行うことがある。この場合、学生は、指定された学級で授業を受けなければならない。

(必修科目)

第9条 すべての学生が必ず履修し、卒業までにすべての単位を修得しなければならない科目（以下「必修科目」という）は所定の期日までに、履修登録を完了しなければならない。

- 2 同一時限に開講される必修科目の履修は、1科目のみとする。
- 3 必修科目については、第7条の要件を満たさなければならない。

(選択科目)

第10条 選択して履修することが認められている科目（以下「選択科目」という）の履修を希望する学生は、所定の期日までに、履修登録を完了しなければならない。

- 2 同一時限に開講される選択科目の履修は、1科目のみとする。
- 3 選択科目については、履修する学生の人数を制限することがある。
- 4 選択科目については、第7条の要件を満たさなければならない。

(授業の出席時間数について)

第11条 各科目の評価対象に必要な出席時間数を次のとおり定める。なお、臨床・臨地系実習については原則、欠席は認めない。

- (1) 講義科目は原則として授業時間数の2/3以上
- (2) 教養科目群、学部共通科目群、学科専門科目群の専門基礎科目および専門基礎分野の演習科目は原則として授業時間数の2/3以上
- (3) その他の科目は原則として授業時間数の2/3または4/5以上

(授業の遅刻、早退について)

第12条 授業の遅刻、早退につき次の通り定める。

- (1) 授業開始後30分以内の入室は遅刻とする
- (2) 授業終了前30分以内の退室は早退とする
- (3) 授業開始後30分を経過した場合の入室、授業終了前30分以上の退室は欠席とする
- (4) 2回の遅刻または早退は1回の欠席とする

(授業の公欠について)

第13条 次の各項目に該当する場合は公欠とする。なお欠席日数は土日祝日（以下、休日）が含まれた連続の日数とする。

2 忌引（近親者の死去）による公欠の対象となる親族の範囲は二親等までとする。なお、公欠と認められる欠席日数は次のとおりとする。

- (1) 配偶者・子の場合は、証明書に記載されている日を含む連続した7日（休日を含む。）の範囲
- (2) 一親等（父母）の場合は、証明書に記載されている日を含む連続した5日（休日を含む。）の範囲
- (3) 二親等の場合は、証明書に記載されている日を含む連続した3日（休日を含む。）の範囲

3 学校保健安全法等の法令により定められた感染症に罹患した場合、法令に定める期間を出席停止期間とし、その期間中は公欠とする。

4 就職試験や内定後の行事への参加、進学試験の受験による公欠は次のとおりとする。ただし、公欠は授業のみとし、大学の試験日については公欠を認めない。

- (1) 各学科最終学年在籍者を対象とする
 - (2) 公欠願い(就職試験、進学試験用)が受理された場合
- 5 その他、学長が本人からの申請により適切な事由と判断した場合、公欠を認めることがある。

(成績の評価)

第14条 科目の成績評価は、主担当教員が、試験、平常の成績及び、成果物等により行う。

- 2 科目の評価基準は、80点以上を「優」、70点以上80点未満を「良」、60点以上70点未満を「可」、60点未満を「不可」とする。
- 3 第2条4項に規定されている既修得単位については表記を「認定」とする。

(定期試験)

第15条 定期試験は、原則として授業終了後の大学が定める期間に実施する。

(成績評価対象)

第16条 学生は次の各号のいずれかに該当するとき、成績評価の対象とならない。

- (1) 成績評価を受けようとする科目の出席時間数が、第11条に規定する条件に満たないとき
- (2) 必修科目については、第9条に規定する履修登録を完了していないとき
- (3) 選択科目については、第10条に規定する履修登録を完了していないとき
- (4) 授業料等の納付金を納入していないとき
- (5) 休学しているとき、または学則第48条による停学処分を現に受けているとき

(追試験)

第17条 学生が、定期試験を公欠事由により受験することができなかつたときは、追試験を受けることができる。但し、公欠事由が就職試験および進学試験の受験による場合は認めない。

- 2 追試験を希望する者は、受験願書に「受験できなかつた正当な理由」を記載した書類を添え、指定日に手続きを行うこと。

(再試験)

第18条 単位認定に関する試験の成績が合格に達しなかつた者については、再試験を実施する。但し、担当教員及び所属学科が再試験を行わないと判断した場合はこの限りではない。

- 2 再試験の実施時期については、主担当教員と本学が協議の上、決定する。
- 3 再試験に合格したときの成績は、60点とする。
- 4 再試験を希望する者は、受験願書に受験料を添え、指定日に手続きを行うこと。

(臨時試験)

第19条 主担当教員の判断により、当該科目開講期間内に臨時で試験を実施することがある。

(特別試験)

第20条 特別試験を下記の通り定める。

- (1) 学長が特別に必要と認めた場合に実施することがある。但し、受験料の有無についてはその都度判断する。
- (2) 学長が認めた単位未修得者を対象として実施することがある。但し、指定された受験料を徴収する。

(成果物の提出)

第21条 学生は、レポート等成果物の提出にあたっては、指示された様式に従って指定された期日までに、指定された場所へ提出しなければならない。

(試験に関する厳守事項)

第22条 学生は、試験会場においては、指示された座席で受験し、試験監督者の指示に従わなければならない。

2 学生は、試験会場においては、次の規則を守らなければならない。

- (1) 学生証を携行し、机におくこと
- (2) 受験のために使用を許可されたもの以外の物品は、指示された場所におくこと
- (3) 試験中の発言は、試験監督者の許可を得ること
- (4) 配布された答案用紙等は、退出の際に必ず提出すること
- (5) その他、試験監督者が指示したこと

3 試験開始後30分が経過した場合は試験会場への入室を許可しない。

4 試験開始後30分以降、退室を認めることがある。

5 実技試験及び口頭試験の受験は、遅刻を認めない。

(不正行為の禁止と処分)

第23条 試験中試験監督者が、学生の不正行為（準備及び他人の不正行為の援助を含む）を発見し、その事実を確認したときは、直ちに当該学生の受験を停止し、試験場外へ退出させることとする。

2 本学におけるすべての試験において不正行為があった場合は原則、当該学期のすべての履修科目の単位を認めないものとし、翌年度に再度履修することとする。

3 上記当該者については学則に基づき懲戒の対象とすることがある。

4 試験終了後においても、不正行為が発見され、その事実を確認されたときは、第2項から第3項の規程を適用する。

(GPA制度について)

第24条 本学では、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度を設け次の通り運用する。

2 算出方法、評価基準等の詳細については、別途定める。

3 本学で履修したすべての科目を対象とするが、次の科目については対象としない。

- (1) 第2条4項に規定されているすでに他大学等で修得済の科目（既修得単位）
- (2) 大学コンソーシアム等で履修した科目（他大学等履修科目）
- (3) 森ノ宮医療大学学則別表に定められた教職に関する科目

附 則

- 1 この規程は平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成24年4月1日から施行する。
- 3 この規程は平成25年4月1日から施行する。
- 4 この規程は平成26年4月1日から施行する。
- 5 この規程は平成26年4月17日から施行する。
- 6 この規程は平成27年4月1日から施行する。
- 7 この規程は平成27年5月21日から施行する。
- 8 この規程は平成28年4月1日から施行する。
- 9 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 10 この規程は平成30年4月1日から施行する。
- 11 この規程は平成31年4月1日から施行する。
- 12 この規程は令和2年4月1日から施行する。

別表 1

学部、学科、コース名等	卒業に必要な最少単位数	資格取得に必要な単位数
保健医療学部 鍼灸学科 鍼灸コース	124単位	—
保健医療学部 鍼灸学科 鍼灸コース (2020年度入学生対象)	126単位	—
保健医療学部 鍼灸学科 スポーツ特修コース	140単位	—
保健医療学部 鍼灸学科 スポーツ特修コース (2019年度入学生対象)	142単位	—
保健医療学部 鍼灸学科 スポーツ特修コース (2020年度入学生対象)	144単位	—
保健医療学部 鍼灸学科 スポーツ特修コース 教職課程 (高等学校教諭一種免許状)	—	169単位
保健医療学部 鍼灸学科 スポーツ特修コース 教職課程 (高等学校教諭一種免許状) (2019年度入学生対象)	—	174単位
保健医療学部 鍼灸学科 スポーツ特修コース 教職課程 (高等学校教諭一種免許状) (2020年度入学生対象)	—	176単位
保健医療学部 鍼灸学科 スポーツ特修コース 教職課程 (中学校教諭一種免許状)	—	175単位
保健医療学部 鍼灸学科 スポーツ特修コース 教職課程 (中学校教諭一種免許状) (2019年度入学生対象)	—	180単位
保健医療学部 鍼灸学科 スポーツ特修コース 教職課程 (中学校教諭一種免許状) (2020年度入学生対象)	—	182単位
保健医療学部 理学療法学科	124単位	—
保健医療学部 理学療法学科 (2018年度入学生対象)	125単位	—
保健医療学部 理学療法学科 (2020年度入学生対象)	126単位	—
保健医療学部 看護学科	124単位	—
保健医療学部 看護学科 (2020年度入学生対象)	126単位	—
保健医療学部 看護学科 保健師養成課程	—	145単位
保健医療学部 看護学科 保健師養成課程 (2020年度入学生対象)	—	147単位

保健医療学部 看護学科 教職課程 (養護教諭一種免許状)	—	151単位
保健医療学部 看護学科 教職課程 (養護教諭一種免許状) (2019年度入学生対象)	—	154単位
保健医療学部 看護学科 教職課程 (養護教諭一種免許状) (2020年度入学生対象)	—	156単位
保健医療学部 臨床検査学科	125単位	—
保健医療学部 臨床検査学科 (2020年度入学生対象)	124単位	—
保健医療学部 臨床検査学科 細胞検査士養成課程	147単位	—
保健医療学部 作業療法学科	126単位	—
保健医療学部 臨床工学科	124単位	—
保健医療学部 臨床工学科 (2020年度入学生対象)	126単位	—
保健医療学部 診療放射線学科	126単位	—

別表2

学部、学科名	半期の履修登録上限単位数	通年の履修登録上限単位数
保健医療学部 鍼灸学科	24単位	48単位
保健医療学部 理学療法学科	24単位	48単位
保健医療学部 看護学科	24単位	48単位
保健医療学部 臨床検査学科	24単位	44単位
保健医療学部 作業療法学科	24単位	44単位
保健医療学部 臨床工学科	22単位	44単位
保健医療学部 診療放射線学科	—	44単位